

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣告示第六十九号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第五十二号飲食營業臨時規
整法施行細則を次のように改正する。

昭和二十五年九月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

飲食營業臨時規整法施行細則

第一條 飲食營業臨時規整法（以下法という。）第三條
第一項の規定により、飲食營業の許可を受けようとする
者は、様式第一号の申請書を知事に提出しなければならない。
ならぬ。

第二條 飲食營業者は、飲食營業臨時規整法施行規則（
以下規則という。）第一條第二項の規定にあてはまる
ときは様式第二号により、廃業のときは様式第三号に

昭和二十五年九月八日 金曜日
号 外

本書ノ大キサハ國定規格A五判

より五日以内に知事に届け出なければならない。

2 前項の廃業の届け出の場合には、同時に飲食營業許可
証及び法第四條の規定による標識（以下許可標識とい
う。）を知事に返さなければならない。

第三條 飲食營業者は、様式第四号の營業台帳を備え、
所要の事項を記載しなければならない。

第四條 法第十條及び規則第六條の規定による報告書及
び市町村長の確認を証する書類は、様式第五号によら
なければならない。

第五條 規則第七條の規定による処分を受けた旨の表示
（以下処分標識という。）は様式第六号によらなけれ
ばならない。

2 表示の期間は、許可取消の場合は一箇月間營業停止の
場合はその期間、封印その他の処分の場合は処分の期
間とする。但し特別の事由がある場合においてはその

00217

期間内であつても知事の承認を受けて処分標識を取り去ることができる。

第六條 前各條の規定により知事に提出する書類はすべて鳥取市にあつては鳥取市長及び岩美地方事務所長、米子市は米子市長及び西伯地方事務所長をその他の町村にあつては所轄の町村長及び地方事務所長を経由しなければならぬ。

第七條 法の円滑な運営を図る目的をもつて、縣に鳥取縣飲食営業運営委員会(以下委員会という。)を置く。

第八條 委員会は知事の諮問に応じ、前條の目的を達成するため次の事項を審議し、意見を述べまたは資料を提供する。

- 一、法第三條による營業の許可に関する事項
- 二、法第十一條による行政処分に関する事項
- 三、その他法の円滑な運営を図る上必要と認められる事項

第九條 委員会は次の者をもつて組織する。

- 委員長 一人
- 副委員長 一人

委員 若干人

2 委員長は会務を総理し會議の議長となる。

3 委員長事故があるときは副委員長がその職務を代理し委員長、副委員長共に事故があるときは委員長の指名した委員がその職務を代理する。

第十條 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は委員長の命をうけて委員会の事務に従事する。

第十一條 委員長は知事をもつてこれにあて 副委員長及び委員は次に掲げる者の中から知事が任命または委嘱する。

- 一、關係公務員
- 二、民間の有識者

2 幹事は所屬吏員の中から知事が任命する。

第十二條 委員会が必要に応じ委員長が招集する。

第十三條 法第十一條第五項の通告及び公示は様式第七号及び第八号による。

第十四條 法第十一條による聽聞(以下聽聞会という。)は第九條に掲げる者が出席して行ふ。

00218

2 聽聞会の議長は知事または知事の指名した者となる。

第十五條 第十三條の通告を受けた者またはその代理人が聽聞会に出席しない場合の聽聞は、法第十一條の処分の原因と認められる事実に関するその飲食營業者の供述書があるときはその供述書及び調査に當つた行政庁の職員が署名し印をおした調査書を読みあげて行ふ。

2 知事は、必要と認めるときは、關係官公庁の職員の出席を求めその意見をきくことができる。

第十六條 傍聽人は聽聞会において發言することができない。但し議長の許可を得たときはこの限りでない。

2 議長は、傍聽人が聽聞会の秩序をみだすおそれがあると認めるときは、傍聽人に退場を命じたまたは入場を制限することができる。

第十七條 議長は、聽聞会終了後直ちに、聽聞の経過について調査を作成しなければならない。

第十八條 知事は前條の調査に基いて速かに処分を決定し、文書によりこれをその飲食營業者に通知する。

2 前項の処分が封印の措置を命ずるときは、

規則第八條により措置方法及び履行期日を指定する。(様式第一号)

飲食營業許可申請書

飲食營業臨時規整法第三條第一項の規定により左記の通り營業許可を受けたいので申請致します。

昭和 年 月 日 住所

鳥取縣知事 殿 氏名

記

一、飲食營業を営もうとする者

本籍 住所 氏名 生年月日 経歴の概要

00219

(註) 法人にあつては主たる事務所の所在地、名称定款の
 (註) 寫代表者の住所氏名及び代表者の経歴の概要とする

二、この營業の利益の百分の五以上の分配を受ける權
 利を有し、またはこの營業を支配する權利を有する
 者の住所氏名

受益權者

支配權者

三、營業の種類(種目)

四、營業の場所

電話 番

五、屋号

六、營業開始の時期

七、營業施設の概要
 變物及び客室の狀況 別紙図面の通り

八、營業の時間 午前 午後 時より 午後 時まで

九、年間來客予想數

外食券を要する客數	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
外食券を要しない客數										

十、兼業の種類及び場所

十一、飲食營業臨時規整法第三條第二項に掲げる法律の規定による許可証の寫
 別紙の通り

(註) すでに飲食營業臨時規整法に基く營業許可を受け
 (註) 場者はその許可月日、許可番号、營業の種類及び
 場所並びに屋号を記載すること。

00220

(様式第一号)

飲食營業許可申請事項變更届

飲食營業臨時規整法施行規則第一條第二項の規定によ
 り左記の通り營業許可申請事項を變更したので御届し
 ます。

昭和 年 月 日

住所 氏名 殿

鳥取縣知事 記

飲食營業臨時規整法第三條の規定による許可月日及び
 許可番号 昭和 年 月 日 第 号

營業の種類及び屋号

營業の場所及び氏名

變更した事項及びその理由並びに變更月日

事項 變更前 變更後 理由及び變更月日

(様式第三号)

註 この届は(一)本籍、住所、氏名または名称(二)受益權
 者または支配權者(三)施設の概況(四)營業時間に変更
 があつた場合に提出すること。

飲食營業廢業届

都合により飲食營業臨時規整法第三條第一項に掲げる
 左記營業を廢業しますので飲食營業許可証及び許可標
 識をそえて御届けします。

昭和 年 月 日

住所 氏名 殿

鳥取縣知事 記

一、飲食營業臨時規整法第三條の規定による許可事項
 許可年月日 昭和 年 月 日
 許可番号 第 号

營業の種類
 營業の場所

00221

屋号
二、廃業年月日 昭和 年 月 日
廃業の理由

(様式第四号)

飲食営業台帳(営業の種類)

検印月日	来客数	人	食数	食	外食券	外食券又は購入券の数の主務大臣の定める購入	備考

(様式第五号)

外食券等回収報告

飲食営業臨時規整法第十條及び同法施行規則第六條の規定により左記の通り報告します。

昭和 年 月 日

住所

氏名

印

鳥取縣知事 殿

記

許可年月日
許可番号

営業の種類

営業の場所

屋号及び氏名

外食券及び主務大臣の指定する購入券の回収数

月別	申請書に記載した来客予想数	種類	回収数	備考
月	人	外食券		
		購入券		

右の通り相違ないことを確認する。

昭和 年 月 日

市町村長 園

(様式第六号)

規格B列5号

00222

(印) 営 業 停 止 (朱)

日 間

飲食営業臨時規整法第十一條の規定により昭和 年 月 日上記の処分を受けました。

(様式第七号)

通知書

住所 氏名

右の者にかゝる飲食営業臨時規整法第十一條の規定に基く行政処分に関し、左記により聽聞を行うのでこの通知書を持つて出席された。

注意

- 1、正当な理由がなく出席しないときは聽聞の機会をすてたものと認める。
- 2、やむを得ない事由のため代理人を出席させる

ときはこの通知書及び本人の委任状を持つて出席しなければならぬ。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 園

記

一、日時

二、場所

三、事由

(例) 軽飲食店、無許可営業 法第三條違反

(様式第八号)

公 示

飲食営業臨時規整法第十一條第四項の規定により左記により聽聞会を開催するので公示する。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事

一、日時

二、場所
三、被聽聞者

事由	適條	住	所	氏名

(例)

事由 適條
無許可營業 法第三條

昭和二十五年九月八日印刷
昭和二十五年九月八日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所
鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所